

平成30年  
第8回日の出町  
農業委員会議事録

日の出町農業委員会

## 農業委員会第8回総会日程

平成30年8月27日  
役場全員協議会室

### 1. 開 会

### 2. 諸報告

### 3. 議事録署名委員の指名

### 4. 議 事

- (1) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第4号 相続税納税猶予に係る適格者証明について
- (5) 日の出町農業委員会会長専決処理規程第4条による報告について

### 5. 閉 会

平成30年第8回日の出町農業委員会総会

平成30年8月27日  
役場全員協議会室

議席	氏名	議席	氏名
1	土澤孝一君	9	原島克佳君
2	北島清司君	10	和田勝君
3	山崎茂樹君	11	野口隆昭君
5	清水和夫君	12	関石啓之君
6	関根進君	13	小川昌夫君
7	矢治一俊君	14	辻本泰啓君
8	木住野佑治君	15	神田功君

事務局職員

事務局長 吉村秀樹  
事務局次長 布田努  
事務局 宮下貴裕

事務局長 皆さん、こんにちは。山崎委員は遅れてくるという連絡がありました。只今から平成30年第8回日の出町農業委員会総会を開会いたします。まず始めに、神田会長より、ご挨拶をいただきます。

会 長 皆さん、改めましてこんにちは。本日は第8回の農業委員会総会を開催したところ、全員の出席であります。出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立しております。本日もご審議をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

事務局長 ありがとうございます。  
続きまして日程3. 議事録署名委員指名及び議事進行を会長に、お願いいたします。

会 長 それでは、3. 議事録署名委員の指名をさせていただきます。12番 関石委員、13番 小川委員をお願いいたします。  
それでは、4. 議事に入らせていただきます。  
(1) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局の朗読及び説明をお願いいたします。

事務局 (議案第1号について朗読及び説明)

会 長 朗読及び説明が終わりました。ここで、委員につきましては、関連案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び日の出町農業委員会会議規則第10条の規定により参与することはできません。一時退出願います。

(・委員退出)

地区担当は・委員です。申請地を確認していただいております。説明をお願いします。

委 員 それでは、ご説明いたします。8月24日、事務局と現地を確認してまいりました。当該地は・センターから南へ約50m行ったところで道路に面しており、少し南下するとあきる野市との行政境があります。道路を隔てた反対側には、新規就農した・さんのトマトハウスがあります。  
公図を見ていただきますと、申請地は1004㎡で、東西に長く、南北二つに分けて管理されておりました。南側には里芋が栽培されており、北側はきれいに整地されており、次の作付けの準備の段階だと思われま。申請地の周辺は農用地でございまして、露地栽培がおこなわれている畑が多く、しっかりと肥培管理がされております。  
申請者の・さんは皆様ご存知のとおり、お父さんは・委員であり、認

定農業者であり、東京都指導農業者であります。また、当人は平成28年度に農業後継者顕彰を受賞されておりして、直売所への出荷も年々増加しており、今後とも耕作面積が拡大していくのではないかと思います。この土地の栽培についてもしっかりとやられていくのではないかと思います。ご検討のほどよろしく申し上げます。

会 長           ・委員及び事務局の説明が終わりました。  
委員さん方、意見、質問がございましたらお願いいたします。

会 長           意見、質問がないようですので、議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、処理いたします。許可として、よろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

委 員           ( 挙 手 多 数 )

会 長           挙手多数ですので、本案件は、許可いたします。

                  ・委員は入室して下さい。

( ・委員入室 )

                  続きまして、(2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局の朗読及び説明をお願いいたします。

事務局          ( 議案第2号について朗読及び説明 )

会 長           朗読及び説明が終わりました。  
地区担当は・委員です。申請地を確認していただいております。説明をお願いします

委 員           それでは議案第2号についてご説明いたします。  
まず、案内図をご覧ください。申請地の北側に・小学校の南側を通り、・の方へ抜ける道路が続いておりまして、道路の交通量は案外多いです。次のページの公図を見てください。公図の上の方に・番という土地がございますが、ここは1月の総会で認可された・さんがここにハウスを建て、葉物を栽培しております。その南側の南北に長い畑が今回の申請地になります。

                  申請地の左側には栗林、・番にはブルーベリーが植わってございました。申請地の右側は栽培はなされていりませんが草刈り等は行われており、申請地を耕作する上では何ら問題はありません。

                  現在、申請地は南北で二つに分けて管理されておりまして、南側にはネギが栽培されております。北側は整地がされておりまして、次の作付

けの準備をしているものだと思います。

申請者の・氏は平成27年に新規就農者として農業に参入し、平成28年度には新規就業者奨励賞を受賞されております。他の畑も常に作付けがなされていて、作り終わればすぐに耕耘し次の作付けの準備がなされ、回転の速い仕事をしております。

また、本人から直接話を聞きましたが、現在1町2反を耕作しているということですが、将来的には1町5反の畑を耕作したいとのこと。私と比べると相当な面積を耕作しているので果たしてできるのかなと心配ではないですが気になります。もちろん、直売所には毎日野菜を出荷し、新規就農者として農業に対して真剣に取り組んでいる方があります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長           ・委員及び事務局の説明が終わりました。  
委員さん方、意見、質問がございましたらお願いいたします。

会 長           意見、質問がないようですので、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、処理いたします。許可として、よろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

委 員           ( 挙 手 多 数 )

会 長           挙手多数ですので、本案件は、許可いたします。  
続きまして、(3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の朗読及び説明をお願いいたします。

事務局           ( 議案第3号について朗読及び説明 )

会 長           朗読及び説明が終わりました。  
地区担当は・委員です。申請地を確認していただいております。説明をお願いします。

委 員           それでは申請地についてご説明いたします。  
まず、案内図を見ていただきますと、申請地は・の北側にありまして、大体道路から30mほどであります。案内図で分かりますように、申請地の北側は住宅地、東側は住宅地と畑が混在しているような場所でありまして、これらの畑は家庭菜園的なもので、夏の野菜が栽培されておりました。量はそこまで多くないのでおそらく自宅で消費する分なのではないかと思えます。  
申請地はロープが張られておりまして、他の場所と区別されております。現在は特に作物等はなく、平坦に整備されておりました。すぐに住宅を作ることが出来ると思えます。この場所に住宅ができたとしても東側の家庭菜園や周辺の住宅に特に影響はないと思えます。特段問題がないと思えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長           ・委員及び事務局の説明が終わりました。  
委員さん方、意見、質問がございましたらお願いいたします。  
はい、・委員。

委 員           さきほど、事務局から取付道路の幅が4 mないということですが、それでも住宅を建てることはできるのでしょうか。

事務局          今回の申請地は、住宅用地とは別に道路後退用地を設けまして、道路の中心から2 m下がり、合計4 mの幅にして開発の許可が下りるという見込みであります。

委 員           自分の勉強不足かもしれませんが、自分の土地の前のみを4 mにすれば、それまでの道は4 mなくても大丈夫ということでしょうか。

事務局          自分の敷地の接道する道路の幅を4 mにすればよいので、全ての4 m幅にする必要性はございません。

委 員           公図で教えてもらいたいことがあるのですが、申請の西側、・番は畑ですが、ここを耕作している所有者は誰でしょうか。・番という畑がありますが、ここの所有者と同じですか。ここと同じ人であれば、出入口があるので問題ないのですが、・番への行く道はどこにあるのですか。

事務局          ・番については今回の申請地ではないので所有者までは把握しておりませんが、登記簿謄本で確認すると・番を分筆して・さんが・番、・番、・番、・番の所有権を得ていますので、おそらく、・番は親類の方の持ち物ではないかと思われます。

委 員           今回の申請地が転用されてしまうことによって、・番が袋地になってしまわないかが心配です。北側には道がありますが、直接はつながっていないので。

職務代理       今回の申請地がどこから分筆されたかを確認すればよいのではないのでしょうか。

事務局          今回の申請地は、元は・番から分筆されており、・、・、・、・ともに・さんの所有です。

会 長           意見、質問がないようですので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてについて、処理いたします。許可として、よろしい委員さんは、挙手をお願いいたします

委 員           ( 挙 手 多 数 )

会 長 挙手多数ですので、本案件は、許可いたします。  
続きまして、(4) 相続税納税猶予に係る適格者証明について、事務局の朗読及び説明をお願いいたします。

事務局 ( 議案第 4 号について朗読及び説明 )

事務局の朗読及び説明が終わりました。

ここで、・委員につきましては、関連案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項及び日の出町農業委員会会議規則第 10 条の規定により参与することはできません。一時退出願います。

( ・ 委 員 退 出 )

地区担当は・委員ですが、前述の理由の為、今回は地区担当をもたない・委員に申請地を確認していただいております。説明をお願いします。

委 員 それでは説明させていただきます。8月21日に事務局と私とで現地を見て参りました。案内図をご覧頂ければわかると思いますが、・の一等地でありまして、公図を見ていただきたいのですが、現況は草も全くなきれいに管理された畑で、勤めながらかなり苦勞してやられているのではないかと思います。先代の親父さんの代からきれいに耕作をされていまして、息子さんもしっかりと後を継いでやっているようでした。もう一枚の公図を見ていただきたいのですが、・番の上には、少し建物のようなものがありますが、特にコンクリートが打たれているものではなく、簡易なつくりの物置のようなものがありました。下が土で、育苗に使えるので全体を農地として取り扱っていいと思います。

他の畑は露地でしっかりとやられていて相続税納税猶予の対象としても何一つ問題がないと思います。ご審議をお願いします。

会 長 ・委員及び事務局の説明が終わりました。  
委員さん方、意見、質問がございましたらお願いいたします。はい、・職務代理。

委 員 2点ほど、事務局に聞きたいのですが、日の出町の場合、市街化の農地と市街化調整の農地がありますが、相続の猶予期間について違いがあれば説明していただけますか。

事務局 はい、説明いたします。現在期間につきましては、市街化区域、いわゆる宅地化農地といわれている場所につきましては、20年となっております。また、調整区域につきましては、法改正がありましたので、現在適用を受けると期間は終生となっております。以上です。

委 員 ありがとうございます。今回の場合は市街化農地ということでいいで

すか。そうすると期間は20年ですよ。相続人が猶予期間中に体調等の関係で耕作が出来なくなってしまうということもあると思いますが、そういう場合は誰かに貸し出す特例等がありますか。

事務局 相続税納税猶予の場合、現在は市街化区域の畑に置きましては、貸し借りをすることが出来ませんので、本人が病気等で耕作が出来なくなってしまう場合には、営農困難時貸付という制度があります。東京都ではあまり使われてないと聞きます。また、調整区域に置きましては、農業経営基盤強化促進法を利用して貸し出すことが出来ます。その場合、には終生営農する必要性が出てきます。

委員 納税猶予をかけた場合、途中で耕作が出来なくなってしまうと、期限の確定となると遡及して猶予額に利子税がついてしまい、特に市街化だと相続税自体が高額ですから、どういう制度があるのか勉強のためにお伺いしました。

会長 物置というか納屋があるとのことですが、それは問題ないのでしょうか。

事務局 ・委員から説明のあった物置についてですが、実際には5m、5mの木造の小屋でして、中で野菜苗を育てることが出来る場所です。そのため、栽培用の施設として、全体を農地として取り扱うことが出来るものとして、納税猶予の対象になると思われま

会長 農機具置場ではないということですか。

事務局 申請者からは、育苗用のものだと聞いております。

委員 自分も最初は、屋根があるので最初は農地に該当しないかなと思ったのですが、下は土でありますし、雨を防ぐためのもので、肥料を積んだり、苗を育てたりすることに使えるので問題ないと思います。

会長 基礎があるわけではないのですよね。

委員 丸太が地面に刺されている簡単な作りです。

委員 意見、質問がないようですので、議案第4号 相続税納税猶予に係る適格者証明について、処理いたします。適格者として証明して、よろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

委員 ( 挙 手 多 数 )

会長 挙手多数ですので、本案件は、証明いたします。

・委員は入室して下さい。

( ・ 委 員 入 場 )

続きまして、(3)日の出町農業委員会会長専決規程第4条に基づく報告について、事務局の朗読をお願いいたします。

事務局 ( 専決処理、農地法5条届出4件 朗読 )

会 長 朗読が終わりました。  
只今の報告につきまして、意見、質問がございますか。はい、・委員。

委 員 細かいところなのですが、報告第4号なのですが、いつも通っていますが、畑はありませんが。町が所有していたんですか。

事務局 はい、回答します。当該地につきましては現況は畑ではなく、ゴミ置き場として使われております。・番を開発して転用するときに、ゴミ置き場として町に帰属しましたが、その際に地目変更がなされておらず、今回、ゴミ置き場を払い下げるにあたって、登記簿地目が畑なので今回の届出が出されました。

会 長 意見、質問がないようですので、(3)日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告とさせていただきます。

以上をもちまして、本総会の日程は終了いたしました。

署 名

議 長 \_\_\_\_\_

1 2 番 \_\_\_\_\_

1 3 番 \_\_\_\_\_